

○警視庁警察官支給品及び貸与品規程

平成16年8月18日

訓令甲第25号

存続期間

〔沿革〕 平成17年12月 訓令甲第34号 (い)

18年 3月 同第5号 (ろ)

23年11月 同第17号 (は)

24年11月 同第25号 (に)

25年 9月 同第24号 (ほ)

26年 1月 同第2号 (へ)、2月 同第3号 (と)

27年 3月 同第11号 (ち)、11月 同第39号 (り)

28年 7月 同第20号 (ぬ)

29年 3月 同第12号 (る)

令和元年 6月 同第20号 (を)、7月 同第22号 (わ)

3年 3月 同第6号 (か)

4年 3月 同第5号 (よ)、9月 同第23号 (た)

5年 2月 同第2号 (れ) 改正

警視庁警察官支給品及び貸与品規程（平成元年6月30日訓令甲第17号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規程は、警視庁の設置に関する条例（昭和29年東京都条例第52号）第15条の規定に基づき、警察官が職務を執行するために必要な被服（以下「支給品」という。）及び装備品（以下「貸与品」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 支給品及び貸与品（以下「給貸与品」という。）の取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（統括責任者）

第3条 総務部長は、給貸与品の統括責任者として、給貸与品の取扱いに関する業務を統括するものとする。

2 統括責任者は、必要により、次条に定める運用管理責任者をして給貸与品の使用状況及び管理状況を視察点検させるものとする。

（運用管理責任者等）

第4条 装備課長は、給貸与品の運用管理責任者として、統括責任者の指揮の下に、その適正な運用管理に当たるものとする。

2 所属長は、所属における給貸与品の運用管理業務を適正に処理するものとする。

（取扱責任者）

第5条 次に掲げる者は、給貸与品の取扱責任者として、所属における給貸与品の出納、管理等を適正に処理するものとする。（い、へ、ち、る、か、よ）

(1) 本部所属にあつては、所属長

(2) 警察学校にあつては、庶務部長

(3) 方面本部にあつては、副本部長

(4) 犯罪抑止対策本部、人身安全関連事案総合対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部にあつては、副本部長

(5) 警察署にあつては、副署長（島部警察署にあつては署長）又は会計課長で物品管理者（東京都物品管理規則（昭和39年東京都規則第90号）第10条に定める物品管理者をいう。）に指定された者

（給貸与品の取扱い及び管理）

第6条 警察官は、給貸与品の取扱いについて、細心の注意を払うとともに、常に適正な管理をしなければならない。

2 警察官は、給貸与品を目的外に使用し、又はみだりに処分、貸与等をしてはならぬ

い。

(支給品の種別)

第7条 支給品の品目、数量、使用期限（当該支給品を使用すべき月数をいう。以下同じ。）、年間の着用期間（当該支給品を年間において着用すべき時期をいう。以下同じ。）等は、[別表第1](#)の「支給品区分表」のとおりとする。（か）

2 [別表第1](#)に定める支給品の品目、使用期限等については、勤務の性質等による支給品の損耗度、需要度等を勘案し、総務部長が別に調整することができるものとする。

(支給品の支給基準)

第8条 支給品は、次の場合に支給するものとする。（か）

(1) 採用されたとき。

(2) 勤務異動（運用管理責任者が別に定める「支給品・貸与品名鑑」の警察官勤務コード詳細表中の勤務間の異動をいう。以下同じ。）により必要となるとき。

(3) 支給品の使用期限が満了するとき（総務部長が別に定めるときを除く。）。

2 支給品は、警察官個人に支給するものとする。

3 支給品の使用期限が満了する場合において、警察官が新たな支給品を支給されることを希望しないときは、当該警察官に当該支給品を支給しないことができる。

(貸与品の種別)

第9条 貸与品は、貸与の方法により個人貸与品と所属貸与品とに区分する。（か）

2 個人貸与品は、警察官個人に貸与するものとし、その品目及び数量は、[別表第2](#)の「個人貸与品区分表」のとおりとする。

3 所属貸与品は、所属長に貸与するものとし、その品目は、[別表第3](#)の「所属貸与品区分表」のとおりとする。

(個人貸与品の貸与基準)

第10条 個人貸与品は、次の場合に貸与するものとする。

(1) 採用されたとき。

(2) その他勤務の性質上必要があると認められるとき。

(所属貸与品の貸与基準)

- 第11条 所属貸与品は、統括責任者が勤務の性質上必要があると認めるときに、貸与するものとする。(か)
- 2 所属長は、前項の所属貸与品を勤務の性質上必要があると認められる係等に貸与するものとする。

(特殊被服の貸与基準)

- 第12条 特殊被服（警視庁警察官服制規程（平成6年3月22日訓令甲第5号。以下「服制規程」という。）第4章に定める「特殊の服装」のうち、[別表第1](#)に定める支給品並びに[別表第2](#)に定める個人貸与品及び[別表第3](#)に定める所属貸与品以外のものをいう。以下同じ。）は、所属貸与品として所属長に貸与するものとする。
- 2 所属長は、前項の特殊被服を服制規程第4章に定める基準に従って貸与するものとする。

(給貸与品等の特例)

- 第13条 統括責任者は、特に勤務の性質上必要があると認めるときは、[別表第1](#)に定める支給品、[別表第2](#)に定める個人貸与品、[別表第3](#)に定める所属貸与品及び前条に定める特殊被服以外の給貸与品を給貸与することができるものとする。

(給貸与品の所属交換)

- 第14条 所属長は、給貸与品のうち総務部長が別に定めるものについては、自所属において交換することができるものとする。

(退職による返納)

- 第15条 警察官は、退職（死亡及び免職を含む。）するときは、使用期限の満了していない支給品及び貸与品を速やかに返納するものとする。(に)
- 2 前項の場合、私服（冬スーツ、夏スーツ及びオーバーコートをいう。）については、現物に代えて代価により返納することができるものとする。

(勤務異動等による返納)

第16条 警察官は、勤務異動その他勤務の性質により支給品（運用管理責任者が指定するものに限る。）及び貸与品が必要でなくなるときは、速やかに返納しなければならない。（か）

(本人による処分)

第17条 警察官は、使用期限の満了した支給品については処分するものとする。ただし、第19条の規定により予備として保管する場合及び総務部長が別に定める場合は、この限りでない。（か）

- 2 前項の規定による処分は、本人の責任において速やかに、かつ、定められた方法により確実に行うものとする。
- 3 第1項の規定により処分した場合は、その都度、統括責任者に報告するものとする。

(所属長による処分)

第18条 所属長は、使用不能な給貸与品については、自所属において処分するものとし、その品目、方法等については、総務部長が別に定めるものとする。

(予備保管品)

第19条 警察官は、使用期限の満了した支給品のうち、使用することが可能なものについては、予備として保管し、使用することができるものとし、その品目、数量等については、総務部長が別に定めるものとする。

(給貸与品の亡失又は毀損の報告等)

第20条 警察官は、給貸与品を亡失（遺失、紛失、盗難等により亡くなることをいう。）し、又は毀損（汚損、破損、故障等により使用することができなくなることをいう。）したときは、速やかに所属長に報告するものとする。（と）

- 2 前項の規定による報告を受けた所属長は、[別記様式](#)の「給貸与品亡失・毀損事案報告書」により、速やかに統括責任者に報告するものとする。

(使用期限等の計算方法)

第21条 支給品の使用期限及び年間の着用期間は、月をもって計算し、1か月に満たない場合は1か月とみなすものとする。

2 支給品の使用期限の計算は、支給されるべき月から起算し、年間の着用期間を基に行うものとする。

(代価の計算方法)

第22条 第15条第2項の代価の金額は、調製実費に残存月数（使用期限の未経過の月数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を、使用期限の月数で除した額とする。（ろ）

2 残存月数は、月の中途の場合は、翌月から計算するものとする。

(異動報告等)

第23条 警察官は、給貸与品の適合号数に異動が生じたときは、その都度、統括責任者に報告するものとする。（か）

2 所属長は、自所属の警察官に勤務異動が生じたときは、その都度、統括責任者に報告するものとする。

(細部事項)

第24条 この規程を実施するために必要な細部事項は、総務部長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

(警視庁職員旅費支給規程の一部改正)

2 警視庁職員旅費支給規程（昭和48年7月12日訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(警視庁一般職員貸与品規程の一部改正)

3 警視庁一般職員貸与品規程（平成元年11月30日訓令甲第28号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(警視庁警察職員懲戒手続規程の一部改正)

- 4 警視庁警察職員懲戒手続規程（平成13年3月1日訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(警視庁警察職員分限手続規程の一部改正)

- 5 警視庁警察職員分限手続規程（平成13年8月30日訓令甲第33号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

別表第1（第7条関係）

支給品区分表

品目	数量	使用期限	年間の着用期間	年間着用月数
冬帽子	1	18月	11月から翌年4月まで	6月
夏帽子	1	12月	5月から10月まで	6月
冬活動帽子	1	18月	11月から翌年4月まで	6月
夏活動帽子	1	12月	5月から10月まで	6月
冬服上衣	1	24月	11月から翌年4月まで	6月
冬服ズボン	1	12月	11月から翌年4月まで	6月
夏服上衣	1	6月	5月から10月まで	6月
夏服ズボン	1	6月	5月から10月まで	6月
冬活動服	1	18月	11月から翌年4月まで	6月
防寒服（第1種又は第2種）	1	30月	11月から翌年4月まで	6月
雨衣（第1種）上衣	1	60月	年間	12月
雨衣（第1種）ズボン	1	60月	年間	12月
制服用ワイシャツ	1	6月	11月から翌年4月まで	6月
ネクタイ	1	6月	11月から翌年4月まで	6月
ベルト	1	36月	年間	12月

手袋	1	12月	年間	12月
靴	1	12月	年間	12月
冬スーツ	1	24月	11月から翌年4月まで	6月
夏スーツ	1	24月	5月から10月まで	6月
オーバーコート	1	20月	12月から翌年3月まで	4月
ワイシャツ	1	12月	年間	12月
女性冬ベスト	1	18月	11月から翌年4月まで	6月
女性夏ベスト	1	30月	5月から10月まで	6月
女性白色雨衣（第1種）上衣	1	60月	年間	12月
女性白色雨衣（第1種）ズボン	1	60月	年間	12月
マフラー	1	6月	11月から翌年4月まで	6月
交通乗車服冬服上衣	1	16月	12月から翌年3月まで	4月
交通乗車服冬服ズボン	1	16月	12月から翌年3月まで	4月
交通乗車服合服上衣	1	8月	4月及び11月	2月
交通乗車服合服ズボン	1	8月	4月及び11月	2月
交通乗車服夏服上衣	1	6月	5月から10月まで	6月
交通乗車服夏服ズボン	1	6月	5月から10月まで	6月
雨衣（乗車用）上衣	1	60月	年間	12月
雨衣（乗車用）ズボン	1	60月	年間	12月
航空服冬帽子	1	18月	11月から翌年4月まで	6月
航空服夏帽子	1	18月	5月から10月まで	6月
航空服冬服	1	18月	11月から翌年4月まで	6月
航空服夏服上衣	1	6月	5月から10月まで	6月
航空服夏服ズボン	1	6月	5月から10月まで	6月
女性航空服冬服上衣	1	18月	11月から翌年4月まで	6月
女性航空服冬服ズボン	1	18月	11月から翌年4月まで	6月
女性航空服夏服上衣	1	6月	5月から10月まで	6月
女性航空服夏服ズボン	1	6月	5月から10月まで	6月

航空服防寒服	1	30月	11月から翌年4月まで	6月
航空冬作業帽子	1	12月	11月から翌年4月まで	6月
航空夏作業帽子	1	12月	5月から10月まで	6月
航空機械整備服冬服	1	12月	11月から翌年4月まで	6月
航空機械整備服夏服上衣	1	12月	5月から10月まで	6月
航空機械整備服夏服ズボン	1	12月	5月から10月まで	6月
航空機械整備服防寒服	1	30月	11月から翌年4月まで	6月
作業手袋	1	12月	年間	12月

注 靴とは、長靴及び短靴をいう。

別表第2（第9条関係）

個人貸与品区分表

品目	数量	摘要
警察手帳	1	本体（警察手帳ひもを含む。）、記章及び証票を含む。
手錠	1	鍵を含む。
帯革	1	留め革(4)、手錠入れ、警棒つり及びバックルを含む。
識別章	4	本体及び番号標（警察署勤務員以外は3）を含む。
拳銃つりひも	1	
警棒	1	
警笛	1	警笛鎖及び警笛ひもを含む。
帽子記章	1	
階級章	4	女性警察官は5
雨覆い	1	
白覆い	1	
交通腕章	1	
交通捜査臨場服 帽子	4	冬（合）帽子2 夏帽子2

交通捜査臨場服 上衣	6	冬（合）服3 夏服（長袖）2 夏服（半袖）1
交通捜査臨場服 ズボン	6	冬（合）服3 夏服3
交通捜査臨場服 防寒服	1	
女性交通捜査臨場服 上衣	6	冬（合）服3 夏服（長袖）2 夏服（半袖）1
女性交通捜査臨場服 ズボン	6	冬（合）服3 夏服3
女性交通捜査臨場服 防寒服	1	
現場鑑識活動服 帽子	4	冬（合）帽子2 夏帽子2
現場鑑識活動服 上衣	6	冬（合）服3 夏服3
現場鑑識活動服 ズボン	6	冬（合）服3 夏服3
現場鑑識活動服 防寒服	1	
女性現場鑑識活動服 上衣	6	冬（合）服3 夏服3
女性現場鑑識活動服 ズボン	6	冬（合）服3 夏服3
女性現場鑑識活動服 防寒服	1	
署長章	2	女性警察官は3
副署長章	2	女性警察官は3
次長章	2	女性警察官は3
隊長章	2	女性警察官は3
副隊長章	2	女性警察官は3

注 交通捜査臨場服及び女性交通捜査臨場服並びに現場鑑識活動服及び女性現場鑑識活動服については、警部補以下の勤務員に限る。

別表第3（第9条関係）

所属貸与品区分表

品目	摘要
作業帽	
作業服	ズボンを含む。
捜査活動服	
制服用拳銃入れ	
私服用拳銃入れ	
私服用拳銃つりひも	
私服用手錠入れ	
私服用ベルト	
大型手錠	鍵を含む。
特殊警棒	
特殊警棒入れ	
感染防止手袋収納ケース	
帯革用サスペンダー	
記章	服制規程第23条第1項に規定する記章等
磯靴	
交通乗車服	機動隊自動二輪部隊員等
雨衣（乗車用）	機動隊自動二輪部隊員等
乗車保護帽	
自転車用ヘルメット （制服員用）	
自転車用ヘルメット （私服員用）	
交通捜査臨場服	警部以上の勤務員等
現場鑑識活動服	警部以上の勤務員等
航空服	飛行班以外の勤務員等
警笛つりひも	

女性警笛つりひも	
白色雨衣（第1種）	
女性白色雨衣（第1種）	交通執行係以外の勤務員等

[給貸与品亡失・毀損事案報告書（別記様式）](#)